

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和2年6月3日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
校務用LAN運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県経営管理部情報政策課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社インテック 富山市牛島新町2番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
54,379,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

二級建築士の免許の取消しについて

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年6月3日

富山県知事 石 井 隆 一

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士の氏名	免許	登録番号	免許の取消しの理由
令和2年5月21日	宮内 敏	二級建築士	第8010号	死亡

令和2年度消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

令和2年6月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 講習区分並びに講習の対象となる消防設備士の種類及び区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第6類の乙種消防設備士

2 受講対象

消防設備士免状の交付を受けている者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

3 講習日時及び場所

講習日時	講習区分	場所
令和2年10月2日（金） 午前9時から午後5時まで	避難設備・消火器	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
令和2年10月5日（月） 午前9時から午後5時まで	避難設備・消火器	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
令和2年10月14日（水） 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館

令和2年10月15日（木） 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
令和2年10月16日（金） 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
令和2年10月20日（火） 午前9時から午後5時まで	消火設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
令和2年10月21日（水） 午前9時から午後5時まで	消火設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館

4 受講手続

受講申請書を令和2年8月20日（木）から8月31日（月）までの間に、一般財団法人富山県消防設備保守協会（富山市花園町四丁目5番20号）へ提出すること。

5 その他詳細については、一般財団法人富山県消防設備保守協会（電話076-422-1135）又は富山県総合政策局消防課（電話076-444-4589）に問い合わせること。